

【用語解説】

本計画中「*」印を付した用語の解説

	用語	説明
あ行	アウトソーシング	外部委託のことで、業務の一部を一括して民間企業や専門家に請け負わせる経営手法。
	石綿セメント管	水道管類の一種。軽量で加工性がよく、比較的安価であったため、水道普及期(昭和 30 年代後半から 40 年代前半)に全国的に普及した。強度及び耐震性が低いため、現在では製造されていない。
	一般財源	歳入のうち、あらかじめ使う用途が決められていないもので、市税や地方交付税などがある。
	インフラ	「インフラストラクチャー」の略語。道路や上下水道、電力、通信設備など生活や産業の基盤となる施設の総称。
	インフラ長寿命化基本計画	国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新などに係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、関連産業の競争力を確保するための方向性を示す計画。 国や地方公共団体、その他民間企業などが管理する全てのインフラを対象としており、平成 25 年（2013 年）に内閣府が策定した。
か行	管渠	給水・排水を目的として作られる水路の総称。
	管路	下水（汚水と雨水）を集めて、下水処理場や公共施設等の放流先へ運ぶまでの施設・設備の総称（管渠も含まれる）。
	既存不適格	建築時の法律に基づいて建てられた建物が、その後の法改正や都市計画の変更により、現行法の基準を満たさなくなった状態。
	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、制度的に義務づけられ任意に節減できない経費で、人件費、扶助費及び公債費からなる。
	健全度	個々の建築物の老朽性を表す指標。おもに経年劣化による構造的な機能の低下の度合いを示す。指標の表示方法は、劣化していないと認められる健全な状態を基準とする。
	建築基準法	建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康および財産の保護を図ることを目的とする法律。
	鋼橋	主要な部分に鋼（鉄に炭素を加えた合金）を使った橋。錆の発生防止に塗装などが必要になるが、コンクリート橋に比べ、重量を軽くできるため、多くの長い橋に使われている。
	公共施設等マネジメント	地方公共団体などが保有し、管理運営している公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び活用する仕組みのこと。
	公債費	国または地方公共団体が、債券の発行により行う借金により負う債務。また、その発行された債券。国債および地方債の総称。

	用語	説明
か行	個別施設計画	公共施設等総合管理計画に基づき、各財産所管課の施設毎の具体的な考えを定める計画で、以下の内容などが記載されている。 ・個別施設の状態、役割、機能、利用状況、重要性等に基づく整備の優先順位。 ・対象施設毎の修繕・更新、更新時の機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去等の講ずる措置内容や時期。 ・計画期間内に要する概算対策費用。
	コンクリート橋	コンクリートを主材料として用いた橋。コンクリートは、圧縮力の強い反面、引張力に弱い特徴があるため、鉄筋で補強する鉄筋コンクリート（RC）橋として、あるいは高張力鋼棒によりプレストレス（予め部材に与える圧縮力）を導入したプレストレストコンクリート（PC）橋として用いる。
	「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン	蕨市の最上位計画。日本一小さな市の中に歴史や文化、豊かなコミュニティ、利便性の高さをあわせ持つ蕨の魅力や強みを最大限に活かし、だれもが「わがまち」と実感できる日本一住みやすいまちを目指している。計画期間は平成 26 年度(2014 年度)から平成 35 年度（2023 年度）までの 10 年間。 通常のコンパクトシティの定義「市町村の中心部に居住地や都市機能を集積することで、市街地の活性化や行政コストの削減を図り、住民の利便性を向上させる」とは異なる。
さ行	新耐震基準	建築基準法に定められる設計基準の一つ。昭和 56 年（1981 年）の建築基準法（施行令）の改正により、同年 6 月 1 日以降に建築確認を受けた建築物に適用されている。震度 6 強～7 程度の大規模地震に対して倒壊しないことなどが要求されている。
	早期健全化基準	地方公共団体の財政の健全性に関する基準の一つ。財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率のいずれかで基準値を超えた場合、財政健全化団体として自主的・計画的な財政の健全化が求められる。
た行	大規模改修	公共建築物においては、目標使用年数までの間、施設として十分な性能を維持または向上するために集中的に行う改修のこと。
	耐震診断	建物や建築設備、インフラの構造物などの地震に対する強度を把握するため行う調査及び分析のこと。
	耐用年数	公共施設整備においては、建物や建築設備、インフラの構造物などが通常の使用に耐えうる期間のこと。
	地方交付税	地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される資金。国税収入から一定の比率で交付され、用途の制限はない。昭和 29 年（1954 年）に制度が設けられた。
	地方債	地方公共団体が債券の発行を通じて行う借金により負う債務。また、その発行された債券。

	用語	説明
た行	地方税	地方公共団体が賦課・徴収する租税の総称。道府県税と市町村税とに分かれる。
	投資的経費	地方公共団体の歳出のうち、公共施設等の建設や用地購入などの社会資本整備に使われる経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなる。
	特定財源	歳入のうち、使う用途があらかじめ指定されているもので、国・県からの補助金などがある。
な行	延べ床面積	建築物の各階の床面積を合計した面積のこと。
は行	バリアフリー	障害者、高齢者などが社会生活を営む上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。
	複合施設	公共施設整備においては、複数の公共建築物の機能を、一つの建物や敷地内に集約すること。
	扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費で、生活保護費・児童手当などがある。
	普通財産	行政の用に供するため所有する「行政財産」以外の財産を指し、特定の行政の目的に直ちに用いられることがなく、管理処分を行い、財政収入とすることができる。
	平準化	限られた財源の中で保全工事を実施するために、特定の年度に工事を集中させるのではなく、平均的に工事を行うこと。
ま行	まち・ひと・しごと創生	人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生すること。
や行	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、最初から、全ての人に使いやすくするという考え方に立って、快適な環境となるようデザインすること。
ら行	ライフサイクルコスト	施設の企画・設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）と、保全費、改善・修繕費、運用費などの運営管理費（ランニングコスト）及び解体処分までの「施設の生涯」に必要な総費用。想定される使用年数全体の経済性の検討に用いる。
	臨時財政対策債	地方債の一種。国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、地方財政収支の不足額を補てんするため、各地方公共団体が特例として自らが発行する地方債。
アルファベット	P D C A サイクル	事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する。
	P F I	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法。
	P P P	公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組みであり、P F I や指定管理者制度なども含む。